

第8 水噴霧消火設備

令第13条及び第14条並びに規則第16条、第17条及び第32条の規定によるほか、次によること。

1 加圧送水装置の設置場所 ☆

令第14条第5号に規定される加圧送水装置の設置場所は、第4 屋内消火栓設備2の規定を準用すること。

2 水源 ☆

令第14条第4号並びに規則第16条第2項及び規則第17条第3項の規定によるほか、第4 屋内消火栓設備6の規定を準用すること。

3 配管等

配管、管継手及び弁類は、規則第16条第3項第2号の2及び規則第16条第3項第3号への規定によるほか、第5 スプリンクラー設備8の規定を準用すること。

4 制御弁

規則第16条第3項第4号の規定によるほか、第5 スプリンクラー設備10の規定を準用すること。

5 起動装置

規則第16条第3項第3号ホの規定によるほか、次によること。

(1) 自動式の起動装置 ◇

閉鎖型スプリンクラーヘッドの開放又は自動火災報知設備の感知器の作動と連動して、次のア又はイにより加圧送水装置及び一斉開放弁を起動できること。ただし、自動火災報知設備の受信機を設けている場所に常時人がおり、当該起動装置の操作部と受信機との離隔距離が歩行距離30m以下で、かつ、火災の際、直ちに当該操作部を起動させることができる場合は、手動式の起動装置とすることができる。

ア 閉鎖型スプリンクラーヘッドの開放と連動する場合のヘッドの設置は、第5 スプリンクラー設備18(1)から(3)までの規定を準用すること。

イ 自動火災報知設備の感知器の作動と連動する場合の設置場所に適応する感知器の種別及び感知区域は、第3節第1 自動火災報知設備3の規定を準用すること。

(2) 手動式の起動装置

手動式の起動装置は、第5 スプリンクラー設備19(3)の規定を準用すること。

6 非常電源、配線等

令第14条第6号の規定によるほか、規則第12条第1項第4号及び第4 屋内消火栓設備8の規定を準用すること。

7 標識

条例等規則別表第1によること。

